

交通災害共済に加入して万一の事故に備えましょう

交通災害共済は、国内で
交通乗用具（自動車・自転
車・航空機・船舶など）の
交通災害を受けた場合に見
舞金を支払う制度です。

平成17年度分の加入受付
を行いますので、ご家族そ
ろって加入して万一の事故
に備えましょう。

掛金（年間一人当たり）

○一級 600円

○中学生以下 250円

共済期間 平成17年4月1
日～平成18年3月31日

※途中からも加入できま
すが、掛金を納めた翌日か
らとなります。

加入口数 一人1口

加入資格

○西条市に居住し、住民登
録または外国人登録され
ているかた

○共済加入者の被扶養者で
市外に居住するかた

問合せ

○西条市庁舎交通防災係

（内線2126）

○東予総合支所総務調整係

（内線312）

○丹原総合支所総務調整係

（内線280）

○小松総合支所総務調整係

（内線213）

旧西条市のかたへ
交通災害共済の説明窓口を設置します

旧西条市で実施していた「市民交通傷害保険」の加入受付は平成17年度から行いません。新たに加入できる「交通災害共済」の説明窓口を下表の日程で設置しますので、お気軽にご相談ください。

場 所	月 日 (曜)	時 間
西条市庁舎総務課	2月16日(水)～	執務時間中
橘公民館		9:00～15:00
加茂公民館	2月16日(水)	9:00～12:00
石鏡ふれあいの里		13:30～15:00
氷見公民館	2月17日(木)	
玉津公民館	2月21日(月)	
飯岡公民館	2月22日(火)	
神戸公民館	2月24日(木)	9:00～15:00
禎瑞公民館	2月28日(月)	
大町公民館	3月1日(火)	
神拝公民館	3月2日(水)	

平成17年度交通災害共済の加入方法

- 平成16年度の交通災害共済に加入している人（旧東予市・丹原町・小松町）
- 平成16年度の市民交通傷害保険に加入している人（旧西条市）

世帯全員が加入できる申込用紙をご自宅へ郵送します。

※世帯の一部の人が加入する場合は西条市庁舎または各総合支所の総務課へご連絡ください。新しい申込用紙を発行または郵送します。



申込用紙と掛金を持って、所定の金融機関で加入手続きを行ってください。

●上記以外の人で加入を希望する人

西条市庁舎または各総合支所の総務課へご連絡ください。申込用紙を発行または郵送します。



申込用紙と掛金を持って、所定の金融機関で加入手続きを行ってください。

20歳になったら国民年金に
加入しましょう

加入手続きをお忘れなく
国民年金は、国内に住ん
でいる20歳以上60歳未満の
人が加入することを義務づ
けられています。

国民年金の加入は、第1
号から3号までの3種類が
あります。

自営業者・学生などは第
1号被保険者に、サラリー
マン・公務員は厚生年金や
共済組合に加入すると同時
に第2号被保険者に、第2
号被保険者に扶養されてい
る配偶者は第3号被保険者
になります。

加入手続きは、第1号被
保険者は市役所の窓口で、
第3号被保険者は配偶者の
勤務先などを経由して行い
ます。第2号被保険者は厚
生年金保険などの加入手続
きに合わせて行うので、個
別の手続きは必要ありませ
ん。第1号被保険者のかた
は市役所において自分で手
続きする必要があります。

20歳になったら忘れずに
手続きしてください。

所得が少ないかたや学生
には、保険料の免除制度や

学生納付特例制度等があり
ますので、国民年金の担当
窓口で申請してください。

■国民年金のメリット

国民年金は、老後のため
にだけあるものではありません。
65歳から生涯にわたり
老齢基礎年金が支給される
ほか、事故や病気で障害が
残ったときは障害基礎年金
が、一家の支え手が亡くな
ったときは遺族に対して遺
族基礎年金が支給されると
いった保障があります。

国民年金は、私たちの生
活が損なわれることのない
よう、前もってみんなで保
険料を出し合い、お互いを
支えあう制度です。社会の
一員として、忘れずに国民
年金を納めましょう。

■問合せ

○西条市庁舎年金係

（内線2436）

○東予総合支所保険年金係

（内線153）

○丹原総合支所保険年金係

（内線208）

○小松総合支所保険年金係

（内線133）